労働者側ニ於テハ前記ノ如キ応援労働組合アリ又事業主側ニ於テハ態度強硬ナル為今後紛糾ハ免カレ難カルヘキ状況アルヲ以テ所轄署ニ於テ厳重視察警戒加ヘツヽアリ

右及申(通)報候也

附記(1)

一、臨時工ヲ即時本工トサレシこと

一、賃銀ヲ即時三割値上ゲサ

一、作業定時ヲ十時間トサレシこと

一、職業紹介ヲ一分工トシン又給サレ度シ

但シ十二時過ゲル場合ハ一時間分ハ考ヘス

一、婦人ノ強制残業ヲ廃止サレ度シ

一、ストライキ及衛生設備ヲ完全ニサレ度シ

一、解雇休業ノ場合ハ給金額丈給セラレ度シ

謹デ嘆願ス

昭和四年

山崎染工場従業員一同

山崎染工場

嘆願書

[illegible]

[illegible]

[illegible]